2016 宅建渋谷会

佐伯竜 & 宅建渋谷会 連動企画!! 「メルマガ読者だけのYouTube 限定公開動画」で学ぶ

宅建ミニ講義

≪第7講≫

https://youtu.be/p0y1afLg9Wk 2016/03/29

佐伯竜 渋谷会

http://shibuyakai.com/

まぐまぐメルマガ

佐伯竜&宅建渋谷会 連動企画!!「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

http://www.mag2.com/m/0001364172.html

YouTube チャンネル「渋谷会 宅建ミニ講義」

https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w

第7講 基本的な用語を正確におさえる

【限定公開動画】「基本的な用語を正確におさえる/抵当権の効力」メルマガ限定「宅建ミニ講義」第7講【#068】宅建士講座 2016

https://youtu.be/p0y1afLg9Wk

抵当権の効力

(平成 27 年 問 6 肢 1)

抵当権に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1 賃借地上の建物が抵当権の目的となっているときは、一 定の場合を除き、敷地の賃借権にも抵当権の効力が及 ぶ。

2、3、4は省略

¹ 正 抵当権の目的が賃借地上の建物である場合、特 段の事情がない限り、抵当権の効力は、従たる権利である 土地の賃借権についても及ぶ。よって、本肢は正しい。

第7講のまとめ

- 1.基本的な用語を正確におさえる
 - ⇒ あいまいなままにしておかない
- 2. わかりにくい言葉は、必ず図や絵を使う
 - ⇒ 自分がわかっていない部分を明確にする
- 3. 似たような概念をしっかりと区別する
 - ⇒ 当然、本試験ではここを突っ込んで訊いてくる
 - ⇒ 一つずつ丁寧に仕上げていきましょう

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材

(2016/03/29 現在)

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】全分野セット http://shibuyakai.com/takken/dvd12.html

お問合せ先 宅建渋谷会事務局 office@shibuyakai.com